

## 賛助会員規約

### 第1節 会員の種別

#### 第1条(会員の種別)

賛助会員(以下、会員)とは、本規程を承諾の上、当団体が指定する会員登録手続きを行い、当団体が承諾した以下の(1)~(3)の会員をいう。なお、いずれの会員も特定非営利活動促進法上の社員には該当しない。

1. 学生賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の目的達成に協力すると認め、賛助するために入会した学生
2. 一般賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の目的達成に協力すると認め、賛助するために入会した個人
3. 法人賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の目的達成に協力すると認め、賛助するために入会した団体

### 第2節 総則

#### 第2条(会員規程の適用)

当団体は、会員との間に本規程を定め、これにより当団体の運営を行う。

#### 第3条(会員規程の変更)

当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することがある。

#### 第4条(会員の権利)

会員は、総会における議決権を有しない。

#### 第5条(入会金及び年会費)

1. 入会金の徴収は行わない
2. 年会費は、学生賛助会員(個人)10,000円、一般賛助会員(個人)12,000円、法人賛助会員(団体)1口30,000円(1口以上)。なお、法人賛助会員について、口数は会員が選択できる。
3. 同条2項の年会費は当法人が指定する方法により支払うものとする。

### 第3節 入会申込等

#### 第6条(入会申込)

1. 入会の申込をする者は、当団体が作成したホームページ上の申込フォームに必要事項を記入して当団体に提出することとする(以下「入会申込」という)。
2. 前項に定める入会申込をもって、会員は本規程を承認したものとする。
3. 会社及び団体については別途、商業・法人登記簿謄本、登記事項請求書(代表者事項を含む)、団体定款などを請求する場合がある。

#### 第7条(入会の成立)

入会は、前条に定める入会申込に対して、当団体がこれを承認し、会費の初回入金を確認した時に成立する。

#### 第8条(入会申込の拒絶と取消)

1.当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。これに該当する場合は、電磁的方法にて入会申込者に通知する。

I.申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合

II.入会申込者が本規程に反するおそれのある場合

III.第14条に該当する場合

IV.その他、前各号に準ずる場合で当団体が入会を適当でないと判断した場合

2.すでに当団体に入会をした会員であっても、入会後に同条1項の各号に該当することが発覚した場合は、当団体は一方的に当該会員の入会を取り消すことができる。これに該当する場合は、電磁的方法にて当該会員に通知する。

#### 第9条(入会期間)

1.会員の最初の会員資格の有効期間は、入会が成立した日から1年とする。

2.会員資格の有効期間は、会員または当団体から申出がない限り更新され、満了日の翌日から1年間延長するものとする。以後も同様に更新される。退会手続を行わない限り、自動的に次年度へ更新となる。

3.会員は、会員資格の更新をしない場合は、満了日の7日前までに当団体へ電磁的方法にて申し出ること。

4.会員資格の有効期間が更新された場合、会員は別途当団体が指定する時まで次期の年会費を支払わなければならない。

#### 第4節 入会申込記載事項の変更等

##### 第10条(会員の資格継承)

個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。

##### 第11条(法人会員の資格継承)

1.法人の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した法人会員は、速やかに書面によりその旨を当団体に通知する必要がある。

2.第8条(入会申込の拒絶)の規程は前項の場合についても準用する。ただし、第8条に該当しない場合に限る。

##### 第12条(会員の氏名及び名称等の変更)

1.会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を当団体に通知する必要がある。

2.会員が前項に規定する通知を怠った場合、当団体は、会員に生じた損害について、当団体の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

##### 第13条(会員の義務及び禁止事項)

1.会員は、本規程に定める事項を誠実に遵守するほか、以下の各号に規定する義務を遵守するものとする。

(1)会員は、本規程第5条に定める会費を納入しなければならない。

(2)会員は、定款、本規程及び理事会の定める規則等を遵守しなければならない。

(3)会員は、本規程第12条第1項に定める届出事項に変更が生じた場合、速やかに当団体に通知しなければならない。

(4)会員は、当団体の活動を通じ、知り得た個人情報(管理職の注意義務を持って保持するもの)とし、当団体の承認なく第三者に口外(メール等によるものを含む)、開示また

は漏洩してはならない。なお、本項に定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする。

2.会員は、以下の各号に規定する行為を行ってはならない。

(1)会員は、会員資格(本規程第4条に定める権利を含む)を第三者に譲渡、貸与等処分することはできない。

(2)会員は、当団体から要請があった場合は、たとえ当団体の許可が過去にあったとしても、理由を説明し使用していた当団体の名称、ロゴ、リンクを掲載媒体から削除するものとする。

(3)会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行う入信活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。

(4)会員は、当団体の活動において、特定の政党もしくは候補者を支持する立場から行う選挙活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。

(5)会員は、当団体の許可なく、他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類似する行為を行ってはならない。

(6)その他、前各号に準ずる場合で、当団体が不相当と判断する行為。

#### 第14条(反社会的勢力の排除)

会員は、現在、以下の各号にいずれも該当しないことを当団体が用意した様式を用いて表明する。

1.暴力団

2.暴力団員

3.暴力団準構成員

4.暴力団関係企業

5.その他前各号に準じる者

### 第5節 会員資格の喪失

#### 第15条(会員資格の喪失)

1.会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は当団体が消滅したとき。

(3)正当な理由なく半年間、会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入の確認が取れないとき。

(4)除名されたとき。

2.会員が次の各号の一に該当する場合には、代表理事が予め指定する理事会の議決により、これを除名することができる。

(1)定款およびこの規程に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

3.前項の規程により会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該会員から申し出があった場合には、理事会で弁明の機会が与えられる。

#### 第16条(退会)

1.会員は、当団体に団体ホームページへの退会申し込みにて退会を申し出た後、任意に退会することができる。

2.会員は入会途中で退会する場合、当法人はいかなる場合があっても支払い済みの年会費の払い戻しはしない。

## 第6節 損害賠償等

### 第17条(損害賠償)

1. 会員が、本規程に違反または不正もしくは違法な行為によって、当団体に損害を与えた場合、当団体は、当団体が受けた損害を当該会員に請求することができる。
2. 前項の規定は、第15条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

### 第18条(免責条項)

1. 当団体は、当団体が故意または重大な過失がある場合を除き、当団体が主催する活動内において発生したいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。
2. 会員が当団体の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、当団体が故意または重大な過失がある場合を除き、当団体は一切の責任を負わないものとする。
3. 同条1項及び2項の規定は、第15条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

### 第19条(準拠法及び裁判管轄)

1. 本規程の成立・効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。
2. 当団体と会員との間で生じた紛争については、当団体の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第7節 その他

### 第20条(会員情報の取扱い)

1. 当団体は、会員が入会申込時に届出をした会員に関する情報(第12条により変更された情報を含む。以下、「会員情報」という)を適切に管理し、その保護のために必要な措置を講じるものとする。
2. 当団体は、会員情報を、当該会員の同意を得ずに当団体の活動以外の目的に利用しないものとする。
3. 当団体は、前項に定めるほか、以下の各号に定める場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。
  - (1) 会員の同意が得られた場合
  - (2) 法令により開示を求められた場合
  - (3) 個別の会員を識別できない状態で提供する場合
4. 当団体は、会員資格の喪失から1年が経過したとき、当該会員に係る会員情報を廃棄できるものとする。

### 第21条(規程の追加)

本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

(附則)本規程は 2021年8月4日より実施する。